

愛知県措置入院者退院後支援事業について

1 目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項に基づく相談支援業務の一環として、法第29条第1項の規定により入院した者（以下、「措置入院者」という。）が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、社会復帰の促進等を図ることを目的とする。

2 対象者

措置入院者で、退院後も本事業による継続支援が必要と県保健所が認める者のうち、措置入院者の退院後支援に関する計画（以下、「支援計画」という。）に基づく支援を受けることについて、支援対象者の同意を得られた者とする。

3 事業の内容（具体的な事業の流れは右図のとおり）

- (1) 支援計画の作成及び交付等
- (2) 支援計画作成及び見直し等のための会議（以下、「支援会議」という。）の開催
- (3) 支援計画に基づく相談指導及び連絡調整

4 支援計画の作成主体

県が設置する各保健所（以下、「県保健所」という。）とする。

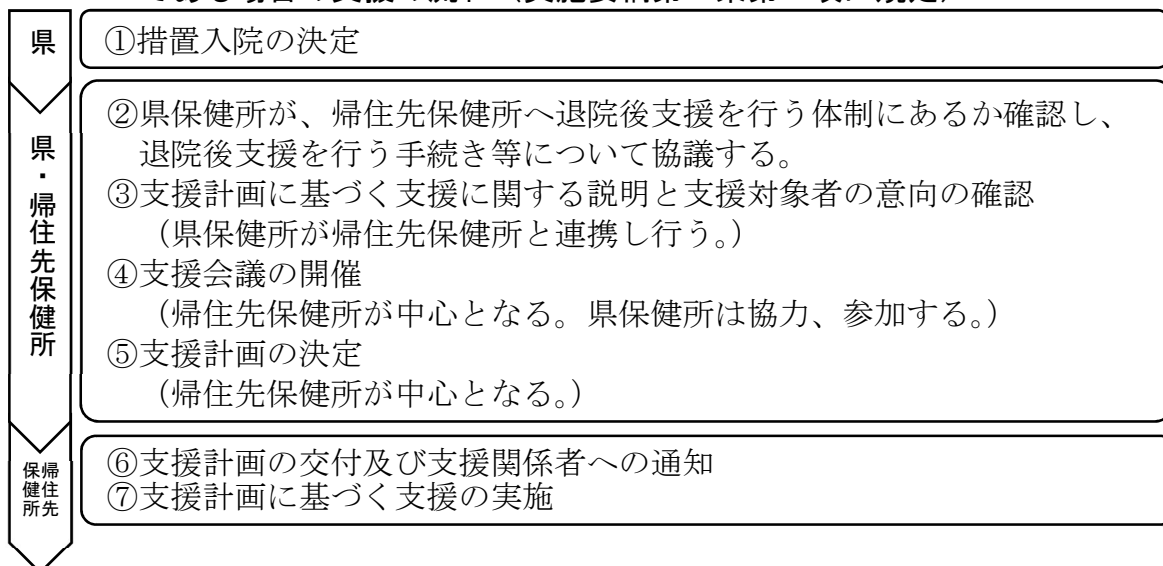
なお、措置入院者の帰住先が県外もしくは、名古屋市又は県内中核市である場合には、措置をした県保健所と帰住先を管轄する保健所設置自治体（以下、「帰住先保健所設置自治体」という。）が共同して支援計画の作成主体となる。

【参考1】 帰住先別支援計画の作成主体（実施要綱第5条に規定）

	支援対象者の帰住先		
	県保健所管内	帰住先不明	県外もしくは、名古屋市又は中核市
作成主体	帰住先県保健所	措置をした県保健所	措置をした県保健所が帰住先保健所設置自治体と共同して作成

※帰住先保健所設置自治体において措置入院者への退院後支援が行われない場合、本事業は実施しない。

【参考2】 県保健所が措置し、帰住先が県外もしくは、名古屋市又は県内中核市である場合の支援の流れ（実施要綱第5条第3項に規定）



愛知県措置入院者退院後支援事業の流れ

(ガイドラインに定められた「計画作成の具体的な手順の流れ」による)

注1)

時期	保健所の役割	医療機関の役割
入院初期	<p>①支援計画の作成に向けた手続き等の確認 保健所及び医療機関それぞれの担当者が、連絡方法及び支援計画作成時期等を相互に確認する。</p>	<p>②退院後生活環境相談担当者の選任 退院後の生活環境に関し、支援対象者及びその家族等の相談支援を行う担当者（PSW等）を選任する。</p>
入院継続中 症状が一定程度落ち着いてきた段階	<p>③支援計画に基づく支援に関する説明と支援対象者の意向の確認 医療機関と協力し、支援計画に基づく支援に関する説明を行い、支援対象者の意向を確認し、その同意を得る。 帰住先が県外もしくは名古屋市又は中核市である場合、帰住先保健所へ退院後支援を行う体制にあるかの確認等をした後に行う。</p>	<p>④退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施 医療機関が多職種による協議を経て実施する。実施にあたり、保健所は必要に応じて協力する。可能であれば、家族、支援関係者等も参加することが望ましい。</p>
入院継続中 退院後支援のニーズをある程度評価できようになった段階	<p>⑥支援会議の開催 (措置解除後、継続入院する場合は不要) 原則として、入院中に支援会議を開催し、医療機関より提出された、「退院後支援のニーズに関するアセスメント」、「退院後支援に関する計画に係る意見書」等を踏まえ、支援関係者等と支援計画の内容を協議する。 会議には、支援対象者及び家族の参加を原則とする。(ただし、支援対象者が同席を望まない場合、家族は原則参加しない。)</p>	<p>⑤支援計画に係る意見書等の提出 医療機関は、退院後支援のニーズに関するアセスメントの結果を踏まえ、「退院後支援に関する計画に係る意見書」(様式4-1、4-2)を作成し、当該アセスメントの結果(様式3)と共に、保健所へ提出する。 作成にあたり、保健所は必要に応じて協力する。</p>
	<p>⑦支援計画の決定 支援会議での協議内容等を踏まえ「退院後支援に関する計画」(様式2)を作成する。</p>	
退院後 地域生活の開始	<p>⑧支援計画の交付及び支援関係者への通知 支援対象者へ、決定通知書(様式5-1)により支援計画を交付し、その内容等について説明する。支援計画の見直しや同意の撤回を申し出ることが可能である旨を併せて説明する。</p>	
	<p>⑩移転先を管轄する保健所への通知 (支援対象者が居住地を移した場合) 支援対象者の同意を得て、移転先を管轄する保健所へ、「退院後支援に関する情報提供」(様式7)により通知する。</p> <p>⑪支援計画に基づく支援の終了もしくは延長の決定 支援期間の満了、もしくは支援対象者から支援計画に基づく支援を受けることについて同意の撤回がなされた場合、支援関係者に確認した後、支援計画に基づく支援を終了する。 延長の必要性がある場合は、支援対象者の同意を得て、1回に限り(6か月以内)延長可能。</p>	<p>⑨支援計画に基づく通院医療等の実施 支援計画に基づく医療を提供する。また、支援対象者の同意を得たうえで、保健所に対し診療状況等について情報提供する。</p>

注1) 各時期については、主治医の意見により判断する。